〇北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付要綱

令和２年４月23日

告示甲第26号

改正　令和４年４月１日告示甲第15号

（趣旨）

第１　この告示は、少子化・過疎化が著しいと見込まれる北上市都市計画マスタープランで定める地域拠点及び準拠点（以下「地域拠点」という。）の形成、人口流出の抑制及び定住促進を図るため、人口減少地域において新築住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成３年北上市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

（用語の定義）

第２　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 敷地　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第１号に規定する土地をいう。

(2) 人口減少地域　北上市地域づくり組織条例（平成24年北上市条例第39号）に定める立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀及び岩崎の地域をいう。

(3) 対象地域拠点　人口減少地域のそれぞれの地域における地域拠点をいう。

(4) 対象空き家　一戸建ての居住用途の建築物で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 北上市空家等対策計画に定める空家等リストに掲載されていること。

イ １年以上居住実績がないこと。

(5) 子育て世帯　義務教育終了前の子どもの保護者が属する世帯をいう。

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

（補助金の対象住宅）

第３　補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものをいう。

(1)　敷地の全部又は一部が人口減少地域に含まれること。

(2)　次の各号に掲げる対象住宅の所在に応じて当該各号に定める日（以下「基準日」

という。）以降に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第４項の規定により、住宅の建築に係る確認の申請書（以下「確認申請書」という。）が受理されたものであること。

ア　敷地の全部又は一部が対象地域拠点に含まれるもの　令和２年５月１日

イ　アに掲げるもの以外のもの　令和４年４月１日

(3) 居住部分の延べ床面積が75平方メートル以上で、独立した新築一戸建ての住宅（併用住宅を含む。）であること。

(4)　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が自ら居住する住宅であること。

(5)　この告示による補助金の交付を受けていない住宅であること。

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

（申請者）

第４　申請者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象住宅に住所を有し、かつ対象住宅を所有する予定の者であること。

(2) 申請者及び申請者と同居する者が申請時点で納期の到来している市税を滞納していない者であること。

(3) この告示による補助金の交付を受けていない者であること。

（補助金の額）

第５　補助金の額は、対象住宅が第３第２号アに該当する場合にあっては100万円、同号イに該当する場合にあっては50万円とし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める額を加算できるものとする。

(1)　申請者が対象住宅と同地域に存する対象空き家を対象住宅に係る基準日以降に棟全体を解体する場合　対象住宅が第３第２号アに該当する場合にあっては70万円、同号イに該当する場合にあっては35万円。ただし、解体工事に対して他の補助金等の交付を受けたものは除くものとする。

(2)　申請者の属する世帯が確認申請書の受理日において子育て世帯であった場合又は対象住宅に居住する日において子育て世帯である場合　対象住宅が第３第２号アに該当する場合にあっては30万円、同号イに該当する場合にあっては15万円

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

（補助金の交付申請）

第６　申請者は、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めたときは、添付書類を省略することができる。

(1) 建築基準法第６条第４項に規定する確認済証の写し

(2) 確認申請書に添付した図面（付近見取図、配置図及び平面図）と同等の図面等

(3) 対象住宅に居住を予定する者全員の住民票

(4)　市税を滞納していないことが分かる書類

(5)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10

条第１項の規定により届出をした書類の写し又は解体時期が分かる書類（第５第

１号に該当する場合に限る。）

(6) 対象空き家であることが分かる書類（第５第１号に該当する場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

（補助金の交付決定）

第７　市長は、第６の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

（計画の変更等）

第８　申請者は、補助金の交付決定を受けた後に交付申請書の内容を変更又は中止しようとする場合は、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第３号）に、第６に規定する書類のうち変更に係る書類（変更する場合に限る。）を添付して、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金変更（中止）承認書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

（補助金の請求）

第９　第７の規定による交付決定の通知を受けた者は、住宅の取得及び対象空き家の解体（第５第１号に該当する場合に限る。）が完了したときは、速やかに北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付請求書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1)　対象住宅の所有者が分かる書類

(2)　建築基準法第７条第５項に規定する検査済証の写し

(3)　対象住宅に居住する者全員の住民票

(4)　その他市長が必要と認める書類

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

（補助金の交付）

第10　市長は、第９の規定による交付請求があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第11　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1)　偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。

(3)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第12　市長は、第11の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第13　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　制定文　抄

　令和２年５月１日から適用する。

　　　改正文（令和４年告示甲第15号）抄

　令和４年４月１日から適用する。

様式第１号（第６関係）

年　　月　　日

　北上市長　様

申請者　住所

氏名

　　　北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付申請書

　　年度において、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付要綱第６の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助金申請額　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金申請に係る住宅の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地（地名地番） | 北上市ア　対象地域拠点内　　イ　その他 |
| 加算額の有無 | 有（ｱ　空き家解体加算・ｲ　子育て世帯加算）・無 |
| 住宅所有者（見込み） |  |
| 延床面積 | 　　　　㎡（併用住宅の場合：居住部分　　　　㎡） |
| 工事完成予定日 | 　　　　年　　　月　　　日 |

３　同居予定者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 続柄 |  |  |  |  |
| 申請者 | 本人 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

４　添付書類

　□　確認済証の写し

　□　建築確認申請書に添付した付近見取図、配置図、平面図等

　□　住民票（同居者、続柄記載のもの）

　□　市税の滞納がないことの証明書等

　□　空き家の解体時期がわかる書類

　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第２号（第７関係）

北上市指令　第　号

住所

氏名

北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付決定通知

書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　年度北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金について、次のとおり交付を決定したので、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付要綱第７の規定により通知します。

　　年　　月　　日

北上市長　　　　　　　　　　印

補助金交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

様式第３号（第８関係）

年　　月　　日

北上市長　様

　　　　　　　　　　 　　申請者　住所

氏名

　　　北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金変更（中止）

　　　承認申請書

　　　　年　月　日付け北上市指令　第　号で交付決定の通知があった　年度北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金の内容を次のとおり変更（中止）したいので、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付要綱第８第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の内容

２　変更（中止）の理由

様式第４号（第８関係）

北上市指令　第　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金変更（中止）

承認書

　　　　年　月　日付けで承認申請のあった　年度北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金の内容の変更（中止）については、これを適当と認め、　年　月　日付け北上市指令　第　号により交付決定した補助金について、次のとおり変更したので、北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付要綱第８第２項の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北上市長　　　　　　　　印

１　変更の内容

２　補助金交付額（変更前）　　金　　　　　　　　　　　円

（変更後）　　金　　　　　　　　　　　円

様式第５号（第９関係）

年　　月　　日

　北上市長　様

申請者　住所

氏名

　　　北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付請求書

　　　　年　　月　　日付け北上市指令　第　号で交付決定のあった　年度北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金について、北上市人口減少地域地域拠形成形成住宅取得支援事業補助金交付要綱第９の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

１　補助金請求額　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金請求に係る住宅の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地（地名地番） | 北上市ア　対象地域拠点内　　イ　その他 |
| 加算額の有無 | 有（ｱ　空き家解体加算・ｲ　子育て世帯加算）・無 |
| 住宅所有者 |  |
| 延　床　面　積 | 　　　　㎡（併用住宅の場合：居住部分　　　　㎡） |

３　同居者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 続柄 |  |  |  |  |
| 申請者 | 本人 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

４　補助金振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関 | 　　　　　　　　銀行・金庫・農協　　　　支店・支所・出張所 |
| 1.普通　2.当座 | 店番 |  |  |  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
|  |

５　添付書類

　□　建物の登記事項証明書（全部事項）

　□　検査済証の写し

　□　住民票（同居者、続柄記載のもの）

　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第１号（第６関係）

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

様式第２号（第７関係）

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

様式第３号（第８関係）

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

様式第４号（第８関係）

　　　　（令４告示甲　・一部改正）

様式第５号（第９関係）

　　　　（令４告示甲　・一部改正）